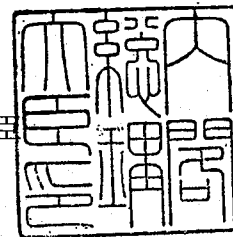


府・公 第 1 4 号
平成 2 2 年 2 月 3 日

独立行政法人国立公文書館長 殿

内 閣 総 理 大 臣



歴史資料として重要な公文書等の申出について（意見照会）

「歴史資料として重要な公文書等の適切な保存のために必要な措置について（平成 1 3 年 3 月 3 0 日閣議決定）の実施について」（平成 1 7 年 6 月 3 0 日改正各府省大臣官房長等申合せ）に基づき、貴館において保存することが適当であると認められる行政文書として別添（写）のとおり各府省等より申出がありましたので、国立公文書館法（平成 1 1 年法律第 7 9 号）第 1 5 条第 3 項の規定に基づき、下記の事項について貴館の意見を求めます。

記

1. 申出のあった行政文書について移管を受けることの適否
2. 申出のなかった行政文書のうち、貴館において保存することが適当であると認められるものの有無及び当該行政文書の名称（平成 2 1 年度内に保存期限が満了することとなるものに限る）

平成21年度移管申出

各府省庁	移管申出	
	文書数(ファイル)	広報資料(件)
内閣官房	20	1
内閣法制局	569	0
人事院	37	10
内閣府	251	6
公正取引委員会	34	2
警察庁	152	4
金融庁	203	3
総務省	188	15
法務省	224	27
財務省	1,483	70
文部科学省	463	1
厚生労働省	1,883	113
農林水産省	1,666	11
経済産業省	1,280	216
国土交通省	319	67
環境省	222	1
防衛省	1,049	70
会計検査院	40	4
	10,083	621